

第 8 回 渋川地区市町村合併協議会 会議録

日 時 平成 17 年 4 月 27 日 (水)
午後 2 時 00 分 ~ 3 時 20 分
場 所 渋川プリオパレス

渋川地区市町村合併協議会

1 出席及び欠席委員等

出席委員等（委員45名・参与3名）

役職名	委員区分	氏名	備考	出欠
会長		木暮 治一	渋川市長	出
副会長	1号委員 (市町村長)	宮本 金男	伊香保町長職務代理者伊香保町総務課長	出
		小野 利治	小野上村長	出
		阿久津 貞司	子持村長	出
		永井 良一	赤城村長	出
		木村 榮一	北橋村長	出
委員	2号委員 (助役)	桑島 保男	渋川市助役	出
		野村 哲男	小野上村助役	出
		信澤 明	子持村助役	出
		都丸 芳雄	赤城村助役	出
		塩谷 勝巳	北橋村助役	出
	3号委員 (議会議員)	宮下 宏	渋川市議会議長	出
		小林 雅夫	渋川市議会選出議員	出
		新井 晟久	渋川市議会選出議員	出
		小池 春雄	伊香保町議会議長	出
		中澤 広行	伊香保町議会選出議員	出
		塩野 光弘	伊香保町議会選出議員	出
		角田 皇	小野上村議会議長	出
		平方 嗣世	小野上村議会選出議員	出
		佐藤 兵造	小野上村議会選出議員	出
		埴田 彦一郎	子持村議会議長	出
		飯塚 貴美夫	子持村議会選出議員	出
		石倉 一夫	子持村議会選出議員	出
		角田 一民	赤城村議会議長	出
		岩崎 幸代	赤城村議会選出議員	出
狩野 富雄		赤城村議会選出議員	出	
狩野 義雄	北橋村議会議長	出		
南雲 鋭一	北橋村議会選出議員	出		
楯 信一	北橋村議会選出議員	出		

役職名	委員区分	氏名	備考	出欠
委員	4号委員 (学識経験者)	浅見 雄一	渋川市自治会連合会会長	出
		町田 久	渋川商工会議所会頭	出
		飯野 照男	渋川市農業委員会会長	出
		高橋 太郎	伊香保町商工会会長	出
		大澤 歳男	伊香保町社会福祉協議会会長	出
		木暮 敞治	小野上村商工会会長	出
		村上 嶋男	小野上村農業委員会会長	出
		佐々木よし子	小野上村レディースクラブ会長	出
		飯塚 重雄	子持村自治会長連絡協議会会長	出
		石関 吉幸	子持村商工会会長	欠
		小澤 一二	子持村農業委員会会長	出
		木暮 政光	赤城村商工会会長	欠
		兵藤 吉弘	赤城村農業委員会会長	出
		田村 宗一	赤城村区長会会長	出
		柴崎 一夫	北橘村区長会会長	出
	中村 亮典	北橘村商工会会長	出	
	小泉 隆雄	北橘村農業委員会会長	出	
	5号委員 (市町村共通学 識経験者)	桜井 芳樹	渋川地区医師会会長	欠
		戸所 隆	高崎経済大学地域政策学部教授	出
小野 宇三郎		群馬県埋蔵文化財調査事業団理事長	出	
参与		角田 登	群馬県議会議員	出
		大林 喬任	群馬県議会議員	欠
		真下 誠治	群馬県議会議員	欠
		内山 幸光	渋川行政事務所長	出
		亀井 勝男	北群渋川農業協同組合代表理事組合長	欠
		三田 善一郎	赤城橘農業協同組合代表理事組合長	出
監査 委員		阿久澤 明	子持村監査委員	-
		田子 玲子	赤城村監査委員	-

市町村合併担当課長等

市町村名	氏名	備考	出欠
渋川市	諸田 章	企画課長	出
伊香保町	石坂 實	合併対策課長	出
小野上村	平方 敏治	企画観光課長	出
子持村	後藤 光好	企画課長	出
赤城村	樺澤 常雄	企画課長	出
北橋村	町田 進	企画財政課長	出

事務局職員

職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
事務局長	吉原 康之	出	第一調整G	萩原 一夫	出
事務局次長	五十嵐 研介	出		狩野 雅弘	欠
総務G	福島 泰利	出		飯塚 玄浩	欠
	寺島 剛	出		土屋 輝夫	欠
	入内島 光一	出	第二調整G	高橋 喜太郎	出
計画G	藤岡 孝広	出		狩野 輝夫	欠
	笹原 浩	欠		灰田 幸治	欠
	金井 裕昭	出		矢島 啓邦	欠
	須田 茂之	出	推進G	立見 俊幸	欠
		田中 和彦		欠	
		加藤 修		欠	
		木村 毅		欠	

傍聴人

区分	人数	備考
報道関係者	社名	
一般	4名	
合計	4名	

2 会議に付した案件

報告事項

報告第16号 渋川地区市町村合併協議会委員の変更について

報告第17号 地域審議会の組織等に係る要綱について

報告第18号 公共施設の名称について

報告第19号 協議項目17「使用料、手数料の取扱いに関する事」について

報告第20号 協議項目24-16「建設関係事業の取扱い」について

報告第21号 新市議会運営等調整会議報告

協議事項

議案第21号 協議項目12「慣行の取扱いに関する事」の変更について

議案第22号 新市の市章選定小委員会の設置について

その他

(1)次回会議日程について

開 会 （午後2時00分）

事務局次長（五十嵐研介君） 定刻となりましたので、ただいまから第8回渋川地区市町村合併協議会を開催させていただきます。

まず初めに、会長であります木暮渋川市長よりごあいさつを申し上げます。

会長（木暮治一君） どうも皆さん、こんにちは。

委員の皆さんにおきましては、大変お忙しいところ協議会にご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。本日は、第8回の協議会ということになりますけれども、この渋川地区合併協議会は、平成15年8月に任意合併協議会を立ち上げまして、今日まで関係6市町村でご協議いただき、合併申請も済ませたところであります。新市誕生まで残すところ約10カ月となったわけであります。このような中で、まことに残念ではありますけれども、故関口俊二伊香保町長の訃報に接することになりました。関口前町長は、平成15年5月に伊香保町の観光産業の発展と町民の幸せのために熱い思いをたぎらせて町長に就任されたわけであります。町長就任以降いつときと気を緩めることなく、伊香保町、さらには渋川地域の発展のために難題に立ち向かってまいりました。ようやくさまざまな問題に解決の兆しが見えた中でのご逝去は、まことに残念でなりません。この渋川地区合併協議会の今日があるのも、前町長のご尽力のたまものであると深く感謝を申し上げる次第であります。ここに前町長の功績をしのび、心から感謝を申し上げるとともに、哀悼の意を表するものであります。

なお、昨日の伊香保町長選挙の告示におきまして、村尾前助役さんの無投票当選が決定したわけであります。任期は5月1日からということでありますので、本日は代理といたしまして、宮本総務課長のご出席をいただいております。

さて、本日の協議会は報告事項6件と新市の市章に関する協議が予定されております。ご協議のほどよろしくお願い申し上げます。開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。よろしく願いいたします。

事務局次長（五十嵐研介君） ありがとうございます。

それでは、ただいまから次第に基づきまして、議事に入らせていただきますが、会議録作成上、ご質問等がある場合には、マイクをお持ちいたしますので、市町村名とお名前を述べていただいてからご発言をお願いいたします。

会議の議長につきましては、本協議会規約第11条第2項の規定によりまして、会長が議長になることとされておりますので、会長に議事進行をお願いいたします。

なお、本日は43名の委員さんにご出席をいただいております。委員定数50人の半数以上の出席となりますので、協議会規約の定めによりまして、会議が成立しておりますことを申し添えいたします。

それでは、会長、よろしくお願いいたします。

議長（木暮治一君） それでは、しばらくの間議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

まず最初に、会議録署名人であります。協議会会議運営規程に基づきまして、議長が指名することになっております。各市町村の特別職にお願いすることとしておりますので、今回は渋川市の桑島助役さんをお願いしたのでありますが、名簿順によりますと、伊香保町さんになりますが、空席となっておりますので、今回は小野上村の野村助役さんをお願いしたいと思います。

それでは、早速ですが、議事に入らせていただきます。

次第の3、報告事項、報告第16号 渋川地区市町村合併協議会委員等の変更についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

報告第16号 渋川地区市町村合併協議会委員等の変更について

事務局長（吉原康之君） それでは、議案の1ページをごらんいただきたいと思います。報告第16号 渋川地区市町村合併協議会委員等の変更について、次のとおり報告するものであります。

記載の表をごらんいただきたいと思います。まず4号委員につきましては、変更前の欄にありますように、上から今成、小野、池田及び井野の各委員が変更後の欄にありますように、浅見、佐々木、田村、柴崎の各委員に変更となるものであります。備考欄にありますように、団体等におきまして、役員に変更があったことに伴うものであります。最下段の参与であります。県の人事異動に伴うものでありまして、登坂参与から内山参与に変更となるものであります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（木暮治一君） 事務局の説明が終わりましたが、ここで新しい委員さんに自己紹介をお願いしたいと思います。

まず最初に、渋川市の自治会連合会会長であります浅見委員さんからお願いをいたします。

委員（浅見雄一君） 4月の22日なんですけれども、前の会長さんが一身上の都合で一応退任したために、今度私がかわって自治会連合会長になったのです。渋川市の北の方で一応川島で生まれて川島で育ったんですが、浅見と申します。何分よろしくお願います。

委員（佐々木よし子君） 小野上村から参りました小野ことさんにかわりまして佐々木よし子でございます。レディースクラブと申しますのは、小野上村のもとの婦人会なんですけれども、合併協議会のことは何もわかりませんので、先輩の方

たちについてお勉強したいと思います。よろしく願いいたします。

委員（田村宗一君） 17年度の赤城村区長会長を命ぜられました田村宗一と申します。どうぞよろしく願いいたします。

委員（柴崎一夫君） 北橋の柴崎でございます。前任の井野委員にかわりましてよろしく願いします。

参与（内山幸光君） このたび参与を拝命いたしました渋川行政事務所長の内山でございます。よろしく願いいたします。

議長（木暮治一君） ありがとうございます。新しい委員さん、参与の皆さんにはよろしく願いをいたしたいと思います。

それでは次に、報告第17号 地域審議会の組織等に係る要綱についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

報告第17号 地域審議会の組織等に係る要綱について

事務局長（吉原康之君） それでは、議案の3ページをごらんいただきたいと思えます。報告第17号 地域審議会の組織等に係る要綱について、別紙のとおり報告するものであります。

5ページをお願いいたします。要綱の説明に入ります前に、この要綱を制定いたしました理由につきまして、簡単に説明をいたしますと、まず地域審議会につきましては、関係市町村により設置の趣旨、所掌事務、構成員の定数などを内容といたしました協議書を締結いたしました。この後この協議書を踏まえまして、平成16年10月31日の合併協議会で審議会を設置するという決定をしていただいたところでありまして、その後関係市町村議会におきまして、それぞれご議決いただいたところでありまして、この協議書の第4条の所掌事務及び第5条の組織につきましては、実際の地域審議会の運営ではさらに具体的な定めをする必要がありまして、そのためただいま申し上げました協議書の第11条の委任規定に基づきまして今回要綱を制定するとしたものであります。

それでは、要綱の内容についてであります。まず第1条の目的であります。ただいま申し上げました協議書第11条の規定に基づきまして、地域審議会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるとするものであります。

次に、第2条の審議会の事務であります。まず第1項であります。先ほど申し上げました協議書第4条第1項各号では、新市建設計画の変更、執行状況について具体的に規定をいたしまして、これらについて市長の諮問に応じ、審議、答申するということになっておりますが、これらに加えまして、次に定める第1号の新市の基本構想、基本計画の策定、変更、第2号の当該地域にかかわる条例

の制定、改廃、変更、第3号のその他市長が必要と認めること、これらをそれぞれ規定するものであります。

次に、第2項であります。協議書第4条2項では、審議会におきましては必要と認める事項について審議し、市長に意見を述べるができることと包括的に定めておりますことから、これをごらんいただいております第1号から第4号の規定のとおり、具体的に定めるものであります。まず、1号では予算編成等にかかわること、2号では公共施設等にかかわること、第3号では福祉等地区住民に直接かかわること及びその他必要と認める事項にかかわることをそれぞれ規定するものであります。

第3条は、審議会の委員にかかわる規定でありまして、協議書第5条第1項では、委員の数は20人以内と定めておりまして、2項では委員はそれぞれの審議会の対象区域に住所を有する者のうちから市長が任命すると定めておりまして、これを具体的にごらんいただいておりますように、第1号から第4号の規定のとおり、1号では当該地域内の公共的団体等を代表する者、2号では学識経験を有する者、3号では公募により選任された者、4号ではその他市長が必要と認める者とするものであります。

附則であります。この要綱は平成18年2月20日から施行するとするものであります。

次の7ページをごらんいただきたいと思っております。報告第17号の参考資料であります。まず、第2条関係参考資料であります。以下のとおり第1項及び第2項関係それぞれに関する先進地事例でありまして、先ほど説明いたしました要綱の内容とほぼいずれも同様の内容となっております。詳細については、説明を省略をいたしまして、次の第3条関係であります。1は県内先進地の事例でありまして、記載の3市は本要綱の規定の仕方とはやや異なっております。次の8ページをお願いいたします。冒頭にありますのは富岡市と沼田市の例であります。沼田市の場合は本要綱とほぼ同様となっております。2は、公共的団体等を代表する者の例でありまして、先ほど説明をいたしました要綱で規定をしています公共的団体等を代表する者については、以下に記載のものをそれぞれ想定をしたものであります。

次に、3の学識経験を有する者の例であります。記載のとおりでありまして、4の委員の選任の例であります。(1)は最初の委員の任命であります。旧市町村長が推薦をいたしまして、新市長がその推薦を尊重して任命とするものであります。(2)は、任期満了に伴う委員の任命にかかわるものでありまして、地域の実情等を勘案し、適切な者を市長が任命をするとしておりまして、今後本要綱についてはこのようなことを参考に運用することになります。

以上で説明を終わります。よろしくごらんいただきたいと思っております。

議長（木暮治一君） 事務局の説明が終わりましたが、報告第17号につきましてご質問等ございましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） ご質問等もないようですので、お諮りをいたします。報告第17号につきまして、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） ご異議ございませんので、報告第17号は原案のとおり承認されました。

それでは次に、報告第18号 公共施設の名称についてを議題といたします。事務局から説明をお願いします。

報告第18号 公共施設の名称について

事務局長（吉原康之君） それでは、議案資料の9ページをごらんいただきたいとします。報告第18号であります。公共施設の名称について、次のとおり報告するとするものであります。

11ページをごらんいただきたいとします。公共施設の名称につきましては、1の調整方針にありますように、原則として現行の名称を基本に、住民に親しみやすい名称を、そういう方針に基づきまして調整することにいたしました。

次に、2の調整基準であります。調整に当たりましてはただいまの1の原則に沿って幾つかの基準を立てて調整することにいたしました。まず、であります。各市町村名をつけた施設名称につきましては、その部分を新市名である渋川市に変えることにいたしました。具体的には欄外の例にありますように、赤城村立三原田小学校の場合には、渋川市立三原田小学校ということでありまして、以下の例でもそれぞれ記載のとおりとなります。

次に、であります。同一の施設名称がある場合、区別をするために各市町村、各地域の名称を付することにいたしました。欄外にありますように、北橋村保健センターの場合には、渋川市北橋保健センターとなり、以下記載の施設についても同様な調整であります。

次の は、現在各市町村名が付されております施設の名称のうちで、名称から市町村名を外しますと、施設の特定が困難となる場合であります。この場合には、旧市町村の名称のうちから市とか、町とか、村の部分のみを外しまして、他はそのまま施設の名称に残すことにいたしました。場合によっては、大字名を付することにいたしました。欄外の例にありますように、渋川市及び赤城村にそれぞれ自治体の名称を付した括弧内にありますように同一の名称となってしまうし

て、区別ができなくなります。そこで、矢印の右側になりますが、それぞれ記載のとおり渋川、赤城を残しまして、渋川市立渋川北中学校、渋川市立赤城北中学校とするものであります。

であります。同一の機能を持っている施設で、施設の名称、呼称が違う場合には、機能別に名称を統一するものとしてあります。欄外の伊香保町立伊香保保育園は、ごらんのとおり保育園という名称であります。渋川市等の場合はすべて保育所という名称としてありますことから、例示のとおり渋川市伊香保保育所とするものであります。以下、同様の整理でありまして、それぞれ記載のとおりとするものであります。

次に、であります。住民になじみのある名称につきましては、設置経緯を勘案いたしまして、可能であればなじみのある通称をそのまま正式名称とする。こういう検討であります。欄外にありますが、マウンテンリゾート「SUNおのがみ」を最後の部分のSUNおのがみだけにするとといった調整であります。他は記載のとおりでありまして、最後の米印の部分であります。公園施設については、原則的にそれぞれ特定できるということから、現行のとおりといたすことにいたしました。これはただいま申し上げましたように、区別が可能であるという理由であります。それから、公営住宅につきましては、民間及び県営住宅等と区別するため、渋川市営を加えることといたしました。これら以外の施設でただいま説明をいたしました上記からの基準によらなくても、施設の特定が可能な場合にも現行のとおりとするいたしました。例えば例示をいたしました渋川市民会館、渋川市民体育館などあります。

13ページをお願いいたします。ここからは、新市の主な公共施設の名称を整理をいたしてありまして、表の左側の欄になりますが、分野ごとに、そして市町村別にそれぞれ整理をいたしてありまして、表の中央にありますのが新市の公共施設の名称であります。以下同様に整理をいたしてありまして、こういった整理の結果が23ページまでにわたりまして整理をいたしてあります。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

議長（木暮治一君） 事務局の説明が終わりましたが、報告第18号につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。

委員（新井晟久君） 渋川の新井です。13ページの公共施設の名称の欄の中で、医療施設の7番、渋川総合病院、これも渋川総合病院ということで、これは渋川地区医療事務組合で運営をしておるわけでございますが、来年2月20日からは合併をいたしまして、渋川新市が誕生するわけでございます。となると、当然渋川市の総合病院という形にもなると思うんですが、民間病院でも渋川中央病院とか、いろんなそういう名称の病院もあるところでございますので、私とすれば通称渋川総合病院ということでもいいと思いますけれども、正式名称は渋川市立渋川

総合病院と、こうした方がはっきりわかるんじゃないかと思いますので、一言質問いたします。

事務局長（吉原康之君） これは、ほかの公共施設の名称につきましても、同様に整理をいたしております。基本的には各施設、それから各地域、これは町村、市も含めてであります。意見等を聞きながらこういった名称にしたわけであり。基本的には先ほど申し上げました他の施設と区別を前提に整理をさせていただきまして、今回この渋川総合病院につきましても、病院等の意見も聞きながらこういった整理をさせていただきましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

委員（新井晟久君） そういふことでよくわかるんですけども、これは4月1日リニューアルオープンといふことで、15年度に引き継いで、まだこの前にもなじみのあるものはそのまんまの名称でもいいといふような米印がありましたけれども、渋川総合病院になってからまだ日も浅いし、前はたしか国立病院のときは国立渋川病院といふ看板があつたんです。今は、渋川総合病院といふことなんですけれども、まだ日にちも浅いし、できれば新市になって6市町村が一緒になるわけですから、新しい市になるわけですから、渋川市立渋川総合病院と、こう私はした方がより一層明確になるんじゃないかと思つております。ほかの他市でも何とか市立何とか病院といふ、県立病院と、いろいろそういう名称のところが多々ございます。その点について事務局長の方からはそのとおりのご答弁だったんですけど、こう決まつたからこうだといふことなんです。私はそう思つておりますので、その辺はこれでいく以外にないんですか。

事務局長（吉原康之君） これにつきましても、先ほど経過を申し上げましたが、病院等の考え方を入れて整理をさせていただきましたが、ただ今新井委員さんが言われるような趣旨もありますので、病院の方ともう一回調整をいたしまして、これは理事長も含めてでありますけれども、検討をさせていただきたいといふふうにご考へておりますので、よろしくお願ひいたします。

議長（木暮治一君） 病院の方では、正副管理者においては、今の名前でやってほしいと、そういふ方向を出しているわけであり。よろしくご理解をいただきたいと思ひます。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） ほかにございませんようですので、お諮りをいたします。

報告第18号につきましても、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） ご異議ございませんので、報告第18号につきましても、原

案のとおり承認をされました。

それでは次に、報告第19号 協議項目17「使用料、手数料の取扱いに関する
こと」についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

報告第19号 協議項目17「使用料、手数料の取扱いに関すること」について

事務局長（吉原康之君） それでは、議案資料の25ページをごらんいただきたい
と思います。報告第19号 協議項目第17「使用料、手数料の取扱いに関するこ
と」につきまして、次のとおり報告するものであります。

本協議項目につきましては、以下にあります四角の中ではありますが、既にご決
定をいただいておりますが、このうち2の手数料につきましては、合併時に統一
するとしていたものであります。欄外のとおりであります。この調整結果に
つきましては、別紙調整調書のとおり統一するとして整理をしたものであります。

27ページをお願いいたします。表をごらんいただきますと、右側に網かけの
ある欄がありますが、これらが新しい浜川市の手数料となるものであります。表
の見方について説明をいたしますと、これらのうち網かけをしていないものもあ
りますが、6市町村の金額がこの網かけをしていない部分については同一であっ
たものでありまして、網かけをした部分の金額につきましては、6市町村におい
て違いの見られるもののそういった調整結果であります。これらの調整理由等
につきましては、調整理由、課題の欄に記載のとおりであります。以下、同様な調
整をいたしたわけであります。

29ページをごらんいただきたいと思います。これもただいまの表の続きであ
りますが、上から7行目にあります住民基本台帳の閲覧、それから中ほどになり
ますが、印鑑登録証交付、再交付の現況につきましては、平成16年1月28日の
協議会におきまして、窓口業務の中で報告をしているものであります。そのと
き新井委員さんの発言を踏まえまして、今回他の手数料とあわせまして、改めて
ご報告するものであります。

31ページをお願いしたいと思います。31ページにつきましても、ただいまの
整理と同様でありまして、表の見方についても同様であります。これが33ペー
ジにわたりますので、33ページをごらんいただきたいと思います。33ページに
つきましては、上下水道等の関係であります。内容につきましては、同様に
ごらんいただくということで、説明の詳細については省略をいたしまして、以上で
説明を終わります。よろしくをお願いしたいと思います。

議長（木暮治一君） 事務局の説明が終わりましたが、報告第19号につきまして、
ご質問等ございましたらお願いいたします。

委員（大澤歳男君） 伊香保町の大澤歳男と申します。この調整方法につきまして、6市町村で差異のないものについては現行どおりと、差異のあるものにつきましては、適正な負担額を決定しと、こういうふうな文面でなされておるわけですが、先ほどちょっと事務局長さんから説明のありました印鑑登録証の交付の再交付につきまして、渋川市では200円、ほかの町村は300円、それで渋川市の例に倣うというふうなことで、200円になっておるわけですが、これが適正な負担額、そして五つの町村は適正でなくて、不適正な負担額というふうに私は解釈するものでございますが、同じページの中で18、19、20上から来まして、例えば一般廃棄物の許可交付証につきましては、渋川市では4,000円、ほかの地域では伊香保町が1,000円、小野上が2,000円、子持が2,000円、赤城が1,000円、北橋が1,000円、それで渋川市の4,000円に決定したと。その件につきましては、その4項目につきましては、例えば条例のない小野上村さんと子持村さん、赤城村さんにつきましては、渋川市が3,000円もらっているんだから、渋川市に倣うということは、3,000倍になるんじゃないかなと。北橋村では500円のが3,000円になると、こういうふうなことが適正な負担額を決定しというふうな調整項目の中に書いてあることとこの金額に示されておることが適正であるかと、渋川市のものが適正で、ほかのものが不適切というふうに解釈してしまうわけですが、こういうふうなことは地元に戻ったときに、現実に説明ができるようなご回答をひとついただきたいと思っておりますし、報告第19号と20号に関連ありまして、20号のときにも申しわけございませんけれども、その件の継続として最初に質問させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

事務局長（吉原康之君） ごらんいただいている表にそれぞれ6市町村の金額は今お話のように整理をしてあるわけでありまして。適正かどうかという、こういう話でありますけれども、それぞれこれまでの市町村の状況あるいは背景によって決められた価格がそれぞれ現行の数字になっている。こういうふうに考えております。それは、基本的には財政状況とか、それから今後そういった対象になる業者さんの数とか、そういったものを勘案いたしまして、新市においては先ほど申し上げましたような網かけの部分の数字がそういう意味では適正だということでありまして、これまでのそれぞれ適正じゃないんじゃないかという、こういう解釈もできるという、こういうお話でありますけれども、これはこれまでのそれぞれの市町村の状況で決めてきたわけでありまして、そういう意味では適正であるわけでありまして。ですから、今回新市でこういった額にするというのは、新市全体の財政状況とか、新市全体の件数とか、そういった状況を前提にすれば、この額が現在のところは適正だと、こういうことでもありますので、よろしく願い

たします。

委員（大澤歳男君） 再度お伺いするわけでございますが、再交付の手数料は安いからいいんだとか、高いのが悪いんだかというふうな言い方でなくて、例えば伊香保町とほかの4村が300円であったものを渋川市が200円だったんだから200円にするんだ。それで財政がどうのこうのと言っていることについては、相反するものがあるんじゃないんですか。その辺についてはどのようにお考えですか。

事務局長（吉原康之君） 考え方は、私が申し上げましたとおりでありまして、これは結果としてその金額の安いものに調整結果が整理されていると、こういうことでありますので、必ずしも金額の高によって適正かどうかという、こういうことではありませんので、例えば今手数料の話が出ましたけれども、件数もこれはかなり影響するわけであります。人口比で申し上げますと、渋川が今回約9万弱の人口になるわけでありますけれども、半数は現在の渋川市の人口というような、そういうことになるわけでありまして、そういった比率からすると、この件数もおおむねそういったことでその比率に応じた件数になるだろうと、こういうことであります。ですから、調整の前提といたしましては、先ほど私が一般論として申し上げましたことが前提になっておりまして、個々の話については、件数とか、この調整の結果で影響が出るそういう影響額、そういったものを勘案して、この手数料でいえば渋川市の200円に決めたと、こういうことでありますので、よろしく願いいたします。

委員（大澤歳男君） 再度お伺いするわけでございますけれども、例えば数のたくさんあるものについては、そういうものです。例えば少ない業者だとか、そういうふうなもの少なく利用している人がいるんだから、それではゼロだったものが例えば3,000円、ゼロだったものが3,000円、ゼロだったものが1,000円、例えば500円だったものが1,000円になるとか、1,000円だったものが3,000円になるとか、こういうふうなことの少数の人たちの例えばいろんな業種だとか、いろんな方々が住んでいらっしゃるわけでございますけれども、そういう方に対してこのことについて説明ができますか。例えばここで小野上村さんも、子持村さんも、赤城村さんも条例のないところがある。伊香保町ももちろん条例でないものがあるわけですがけれども、条例がなかったものがそういうふうな数字で出てきたことに対して、渋川市の例によるというふうなことで、一言だけでそういうふうな方に説明がつかますか。私は大変申しわけございませんけれども、ちょっと説明がつかないんじゃないかなというふうなことでお伺いしておるわけでございまして、特に使用料だとか、手数料については、数が多いからどうのこうの、数が少ないからどうのこうのというふうなことでなく、合併の本来の趣旨からいって、そういうものがそれでいいか悪いかというようなことを議論することが本

来の姿ではないかというふうに私は解釈するわけでございます。お答えがそれ以上のことが進まないんでしたら、報告の20号の件で初めに質問させていただきたいと思っております。どうもありがとうございました。

委員（塩野光弘君） 伊香保の塩野でございます。1点、29ページ、住民基本台帳の閲覧の部分についてちょっと質問させていただきたいと思えます。

まず、伊香保などは非常に少ない部分ですから、ちょっと該当しないんですけども、渋川市の住基台帳の閲覧状況というのは、非常に大きいところでどのくらいの件数があるのかということについて、ちょっとお聞かせ願いたいというふうに思えます。

事務局長（吉原康之君） 閲覧状況ということではありますが、現在その詳細な資料を手持ちにありませんので、後ほど調べてご報告させていただくということで、よろしくお願ひしたいと思えます。

委員（塩野光弘君） 後日で結構です。ただ、なぜそういうことをお聞きしたかというふうにいいますと、個人情報の保護法案と申しますか、この辺の問題点が今非常ににぎやかになっているというふうに思えます。そういった意味では、住基台帳等に絡む個人情報といいますが、情報の漏えいあるいは悪用、こういった部分をいかに少なくしていくかということがこれからの自治体の努めるべきことではないかというふうに思えます。そういった意味で、これは記憶定かでないんですけども、東京都などの場合において、この件数を削減するというか、制限を加えるというふうな時代の流れになってきているだろうというふうに思うんです。

したがいまして、渋川市の状況がここに出てきている300という数字がとてもこんなふうな数字はいかないんだということであれば、それ自体構わないんですけども、かなり件数が高いとすれば、それに制限を加えていく。悪用されないような部分というものをやっていくということが今後必要になってくるのではないだろうか。そういった意味では、数がわかりませんので、ちょっと論議になりませんが、ぜひそういった部分も要望にとどめますけれども、ぜひそういった観点から個人のプライバシーにかかわるいわゆる一つの制限条項的なものを今後考えていくべき必要ではないかというふうに思えますけれども、その辺について今後の動向としてどのように考えていらっしゃるか。300で十分であるということであれば結構でございますけれども、その辺の動きと、それからその検討の仕方というふうな部分について、再度ご回答を願いたいというふうに思えます。

事務局長（吉原康之君） 個人情報の保護についての考え方は、塩野委員さんが言われるとおりでありまして、最近の国等の状況を見ますと、できるだけ制限をするような方向でいろいろ検討されているという、こういうことを聞いております。一つは、住民基本台帳法ご承知かと思えますけれども、基本的には開示というの

が原則でありまして、閲覧というのは今までの制度でいうと、自由にできるわけでありまして。ただ、先ほども発言の中にありましたように、非常に個人情報の保護という点では、問題が生じているということで、ただいま私が申し上げました国等の動向があるわけでありまして。そういった中で、これも今手元に詳細なデータがないものですから、多少不正確に当たる部分があると思えますけれども、渋川市の対応を概略申し上げますと、かなり今の法律の範囲内で個人情報保護が従前に全うできるような対応はそれぞれ担当課でしていると。こういうふうに聞いております。この金額をどうかということで、個人情報保護みたいな話のお話もありましたけれども、そういう意味ではそれもかなり影響するということにはなりましようけれども、ただこれは一般の方も場合によっては閲覧する場合があるわけでありまして、そういう影響を考えますと、これまでのいろんな背景を前提にしたこの300円という額は、そういう点からいえば適切であろうというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

委員（塩野光弘君） 申しわけありません。金額のことについては、私は一言も言っておりません。要するにこの件数といいますか、1回300円までと、この数字が果たして妥当であるのかどうなのかというふうな観点をお聞かせ願いたいということで、もし妥当でなければこれを変更していく、そういった部分のものをきょうではなくても結構でございますけれども、そういった考え方があるかどうかということがお聞きしたいということでございます。

事務局長（吉原康之君） これは、先ほど申し上げましたように、住民基本台帳法でいいますと、開示というのが原則でありますから、そういう意味ではこの制限というのもそれぞれ各自治体で対応が異なっている部分があるわけでありまして。そういう中で、先ほど申し上げましたが、渋川市の市民課では先ほど申し上げました個人情報の保護という観点で、こういった逆にその法律の範囲の裁量が許される範囲でこういったことを決めているというふうに聞いておりますので、その辺は今後の問題として国の方針等を踏まえながら、将来的には個人情報保護の点からいろいろ対応を考えていくと、こういうふうになるかと思っておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

議長（木暮治一君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） ほかに質問等もないようでありますので、それではお諮りをいたします。

報告第19号につきましては、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） ご異議なしと認めます。

報告第19号は原案のとおり承認されました。

それでは次に、報告第20号 協議項目24 16「建設関係事業の取扱い」についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

報告第20号 協議項目24 16「建設関係事業の取扱い」について

事務局長（吉原康之君） それでは、議案資料の35ページをごらんいただきたいと思えます。報告第20号 協議項目24 16「建設関係事業の取扱い」につきまして、次のとおり報告するものであります。

本協議項目につきましては、以下にあります四角の中ではありますが、既にご決定をいただいておりますものでありますことから、これらのうち2の道路占用料及び3の公共物使用料及び生産物採取料については、いずれも合併時に統一するとされておりまして、その後調整を続けた結果、欄外になりますが、2の道路占用料につきましては、道路法施行令第19条の2、別表占用料乙により、これは後ほど詳細は説明させていただきますが、3の公共物使用料及び生産物採取料につきましては、別紙調整調書のとおり統一するものであります。

次の37ページをごらんいただきたいと思えます。まず、1の道路占用料であります。これについても表の見方をまず説明をさせていただきます。先ほどの手数料、使用料の場合と同様でありまして、一番右側の調整理由、課題の欄であります。現在5町村は記載してあります施行令に基づきまして、別表の丙地によるとしておりましたが、新市では平成18年4月1日から乙地に統一することになりました。この結果、具体的には網かけの部分の金額が、新市の道路占用料となります。

なお、道路法施行令では、人口によりまして甲地、乙地、丙地の地域区分をしております。甲地は、人口50万人以上の都市で、乙地はそれ以外の市部とされております。そういったことから、新市におきましては、この乙地に該当することになりますことから、そういった調整をしたわけでありまして、丙地は町村部に適用されるということになります。

39ページをお願いいたします。このページも前ページからの続きになりますが、それぞれ表の見方は同様であります。詳細については、説明を省略をいたしまして、41ページをお願いいたします。このページの中ほどからやや下になりますが、2の公共物使用料であります。表にはそれぞれ現況を整理してありまして、これらを踏まえまして整理をいたしたわけでありまして、その結果、一番右側の欄にありますように、記載の市等の金額をそれぞれ新渋川市の使用料といたしまして、網かけの部分がその金額となるわけでありまして、

43ページをお願いいたします。このページも前ページからの続きでありまして、同様にごらんをいただきまして、次の45ページをお願いいたします。3の生産物採取料であります。ただいま申し上げました使用料と同様にごらんをいただきまして、新渋川市の採取料金は、網かけの部分の金額となります。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

議長（木暮治一君） 事務局の説明が終わりましたが、報告第20号についてご質問等ございましたらお願いいたします。

委員（大澤歳男君） 伊香保町の大澤歳男と申します。公共物の占用につきまして、道路法施行第19条2の別表占用料というふうなことで、先ほど事務局長さんの説明で甲、乙、丙、甲は50万人以上、つまり札幌市だとか、そういうふうな市でございます。乙につきましては、市でございます。それから丙につきましては、町村というふうなことで、この伊香保町から北橘さんまでは丙地で、その基準どおりの占用料をいただいております。しかしながら、渋川市はことしで市制50年でございますが、初めからこれは丙地によるがというふうに書いてございますけれども、市の場合はこれは乙なんです。これは、あくまでも渋川市さん独自の占用料ではないかなというふうに感じておりますし、道路法施行第19条の改正が平成14年、それと平成10年にも行われておるわけでございますが、この合併の協議会の話が始まったのが先ほどもお話のありましたとおり、平成15年の8月から準備委員会が始まって、そのときにも渋川市は恐らくこの乙地というふうなことは承知しておったと思うんですけど、そのまま年間4回定例会があるにもかかわらず、渋川市独自のつまり法律で定められている市の占用料を下回った金額をいただいていると。それで、今回の18年4月1日からこの乙地に決めるというふうなことの言い方で書いてございますけれども、その辺がちょっと違うんじゃないかなというふうに私感じておりますし、そういうふうなことで例えばここを見てもおわかりだと思っておりますけれども、小野上、伊香保町さんから北橘村さんまではすべて丙地で同じように統一されております。渋川市は独自で逐次例えば電柱1本につきましても、1,600円のが2,200円とか、1,200円のが1,600円になるとか、770円が1,000円になるというふうなことで、何か合併による便乗値上げのような形態のように私は感じておるわけでございますけれども、せっかくこういうふうなことで渋川市独自の安い占用料でいたんなら、合併の5年間の調整期間のうちにはどうにかならないかなというふうな考え方も私はあるわけでございますけれども、せっかくこういうふうなことで政治的に配慮して安くしていたんだか、それとも初めから渋川の執行部の方が渋川市は乙じゃなくて丙だというふうに決めてこういうふうな料金を決めておったのか。その辺のことだけでもちょっと聞かせていただければありがたいと思っております。

事務局長（吉原康之君） 確かにお話のように渋川市は独特な決め方をしてきたわ

けであります。これにつきましては、ただいまのところちょっと資料が手元にありませんので、詳細は申し上げられませんが、乙地適用に係ります特別規定といいますか、そういったものを場合によっては適用して、こういう決め方をしてきたのかなという、こういうまず金額の決め方についてはひとつ過去の経過があるのではないかとこのように想像しておるところであります、その辺今確認をしておりますので、確認がとれ次第ご答弁申し上げますことにしたいと思います。

それから、金額については、これは検討の経過の中で、人口も9万弱になるわけでありまして、11市等の状況も比較しながら、今回この道路法施行令、先ほど申し上げました19条の2別表の通常の乙地による市の規定を適用した方がいいだろうという、こういうことで整理をさせていただいたものでありますので、その辺はそういうことでご理解いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

委員（大澤歳男君） 恐らく渋川市さんは、政治判断でそういうふうな占用料をお決めになったというふうに考えられるわけでございますので、そういうふうなことであるならば、合併の本来の目的からいきますと、そういうふうな方法でできるんなら、5年間で例えばいろいろな難しい問題の調整では、5年のうちに調整するという話がある。例えば区制でも、自治会制でも、例えば平成18年の2月20日から3年間は現状でいて、その後調整するというようなお話の向きのいろいろ難しい面については、そういうふうな方法論をとりながら、占用料についてはずばっとここに来ると。それも今までは、市で乙であったにもかかわらず、丙と中間の料金、これ例えば伊香保町ほか4カ町村に比べますと、今までから比べると非常にアップ率が急激なパーセントがいくわけでございます。この辺についてのご配慮をしていただければ、本来温かい行政だなというふうに私理解するわけでございますけれども、その辺がちょっと何か執行部の方々にどのような経緯でこういう渋川市独自の乙でありながら、丙でしょう。乙の中間の占用料を決めて、ずっと長く続けていたということに対して、非常に疑義を感じる。そういうふうなことで、できるならばこの5年間は何かする方法があるんじゃないかというふうに解釈するわけで、私の一人の偏見だろうかというふうに思っているわけですが、その辺について先ほど今調べるといふようなこともお話もございましたが、甲、乙、丙というのは、これは法律で決められておって、独自の占用料があったということ自身も私もこの書類を見て初めて知ったわけで、きょうはそのことについて篤と説明していただければありがたいと思っています。再度で恐縮でございます。

事務局長（吉原康之君） 法律の規定の例外的な取り扱いをした法律の根拠につきましては、先ほどご答弁申し上げましたように、資料が手元にありませんので、

その辺は確認の上でまたご答弁させていただきたいと思いますが、内容につきましては、これ我々の方でも子細に乙地と丙地の間の状況で渋川市の場合はおおむね整理してあるわけでありまして、これは個々に見ていかないと、必ずしもすべて押しなべて乙地の部分よりも安いかという、こういう話には恐らく検討してみないとわからない部分があるわけでありまして、特殊な取り扱いをしている部分がありまして、全体的にどうかという、こういう検討も内容的にはする必要があるのでないかなというふうに現行については考えておりまして、ただ先ほど申し上げました人口も9万人弱ということで、11市等の状況を勘案しながら、先ほど申し上げました道路法施行令19条2の本則といいますか、乙地の適用をした方がいいだろうという、こういう調整結果でありますので、よろしくお願いしたいと思います。

委員（大澤歳男君） よく事務局長さんの説明でわかったんですけど、私の脳裏の中では、今まではこういうふうなことで決めたんですけども、今度は乙のすべての決められた法律どおりにやるんだと、それは別に私は悪く言っているんじゃないです。今までこういうふうな方法で政治的判断で占用料を安くしていたんだから、合併の5年間で調整する問題も多々あるわけですので、こういうふうに独自の占用料をいただいたものについては、それだけの配慮をさせていただければありがたいんがなと、これは学識経験者の戸所さんいらっしゃいますけど、それについては先生はどういうふうなお考えですか。ちょっと名前でも恐縮でございますけど。

委員（戸所 隆君） ご指名なんですけれども、私このことに関しては、専門ではありませんし、詳細を存じ上げませんので、ちょっとここでは差し控えさせていただく。むしろ先ほど事務局長が言っておられるように、これまでの何らかの経緯があったんだろうと思いますから、それを明らかにする。それと同時に、現在の合併として新しい渋川市として法律に基づいてきちっとやっていくという、これとは区別して、今までのものとそれからこれからいくのとは区別して、そして正しい形で進んでいくのがいいのかなと思っていますけども、今のご質問に関しては申しわけございません。ちょっと専門外でありますので、差し控えさせていただきたいと思います。

事務局長（吉原康之君） 資料がないということで、ご答弁いたさなかったわけですが、今担当のところへ確認しまして、先ほどの法律の根拠につきましては、過去の経過も含めて渋川市がなぜこういう方式をとっているかという、こういう詳細については不明だということでありまして。一つは、この関係につきましては、特に市民が直接関係してくるということはありませんので、例えばN T Tとか、それから東電、それから渋川ガスですか、そういったところのいわば業者に関する使用料、それだから高くてもいいとか、安くてもいいとかという議論なりません

が、市民への影響はそういう意味では直接的なものはないということであります。それで、先ほども2問の中でご答弁申し上げましたように、大澤委員さんは渋川市の取り扱いが安いからというようなニュアンスでご質問なさっている部分があるんですが、その辺は先ほど申し上げましたように、一つ一つ見ていくと、逆にこの調整結果の方が安くなる部分もこれは当然出てくるわけでありますから、相対でこれは比較をいたしますと、結果的に先ほど申し上げましたNTTとか、東電にどういう影響があるかというのは計算しておりませんが、総体的な財政影響額を見ますと、逆に新しい調整結果に基づいて財政影響額を見ると、これは収入がマイナスになりまして、約170万ぐらい逆に少なくなるんです。ですから、そういう意味では結果として、今までの状況を前提にした話でありますけれども、全体的には安くなると、こういうことでありますので、よろしく願いいたします。

委員(大澤歳男君) 先ほど固有名詞を出すのは控えておったわけですが、局長さんの方から話が出たとおり、それはあくまでもNTTさん並びに東電さんに対するそういう大企業の占用料でございますので、そういうふうなことがあるからこそ、どういうふうな過程でこういうふうなものできたかというふうなことを今固有名詞出さなければそれで私も出すのよそうかと思ったんですけれども、固有名詞出していただいたんで、NTTさんと東電に対してのそういうものですから、特にそういうふうな大企業に対して渋川市政がどういうふうなそのときの取り扱い、取り決め方をしたかということをお伺いしたかっただけで、別に金額について法律でこれは定められているんだから、法律どおりやればいいんだということでしたら、私は議論いたしませんから、ありがとうございました。

委員(新井晟久君) 実は、内容の質疑ではございません。35ページの決定調整方針の括弧書きの中の5番、これはちょっとミスプリントじゃないかと思うんですが、いかがですか。

事務局長(吉原康之君) 失礼いたしました。ミスプリントでありまして、これは過去の協議会においても指摘された点でありまして、その整理の中でそのまま出た状況になっております。まことに申しわけありませんでした。後ほどまた訂正の資料については配付をしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長(木暮治一君) ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(木暮治一君) ないようでありますので、質疑を終結をいたします。

それでは、お諮りをいたします。報告第20号につきましては、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(木暮治一君) ご異議ございませんので、報告第20号は原案のとおり承認

されました。

それでは次に、報告第21号 新市議会運営等調整会議報告を議題といたします。

調整会議報告につきましては、調整会議の宮下会長から報告をお願いいたします。

報告第21号 新市議会運営等調整会議報告

新市議会運営等調整会議会長（宮下 宏君） それでは、新市議会運営等調整会議の結果についてご報告申し上げます。

4月18日に第2回新市議会運営等調整会議を開催し、新市の議会議事堂の位置について協議をいたしました。その結果、議案書に記載のとおり、新市議会議事堂の位置は、現渋川市議会の議事堂とすること。ただし、在任特例期間中の本会議及び委員会は、渋川市民会館内の小ホール及び会議室で行うことが決定されましたので、ご報告申し上げます。

議長（木暮治一君） 続きまして、事務局から説明をお願いします。

事務局長（吉原康之君） それでは、ただいま会長の方から報告第21号ということで、新市議会の運営等調整会議の報告がなされましたが、その関係の資料について51ページをごらんいただきたいと思います。

これは、新市議会の市議会場の整備についてということでまとめたものでありまして、ただいま報告のベースになったものであります。検討につきましては、これは協議会の中の専門部会ではありますが、庶務担当と協議会の事務局でさまざまな面を勘案しながら行いました。

まず、1にありますように、検討に当たっての基本的な考え方といたしまして、以下に整理をいたしました4項目をまとめまして、この基本的な考え方に沿って検討することにいたしました。まず、(1)は在任特例によりまして、議員数が92人となりますことから、まずこの人数に対応可能な施設であるということがあります。(2)は、1年間の限られた使用であることから、改修のない、できるだけ現状のまま使用できる施設が望ましいということであります。(3)は、ただいまの(2)の条件を満たす施設ではないといった場合に、仮に改修することになっても、改修費が少なく、また改修が短期間で可能な施設が望ましいということであります。(4)は、議員を初め、市の関係職員の本会議等への出席といったことを勘案いたしますと、本庁の現議場など、あるいは本庁に近い施設が望ましい、そういったことになるわけであります。

次に、2の検討の結果であります。まず、(1)にありますように、先ほど申し上げました1の基本的な考え方に概略適合すると考えられます記載してありま

す次の7施設について検討することにいたしました。読み上げてみますと、市役所の大会議室、渋川市の現在の議場、渋川市民会館小ホール、渋川市保健福祉センター大会議室、金島ふれあいセンター多目的ホール、旧ジャスコ渋川店、市内結婚式場等の会議室の借り上げ、そういったことであります。

次に、その下の(2)になりますが、(1)で申しあげました各施設のうちからただいま説明をいたしました施設の現状、改修の有無、駐車場の確保、そういったことを前提に先ほど申しあげました1の基本的考え方に掲げました条件に近いと思われる三つの施設を選定し、これらについてさらに検討いたしました。

52ページをお願いいたします。まず、の市役所大会議室であります。面積は括弧内のおり約252平方メートルであります。まず、メリットとしては、記載はしてありませんが、本庁内の施設でありますので、議員を初め、関係職員の会議等への対応が容易であるといったことを挙げるすることができます。デメリットといたしましては、冒頭の文章にありますように、広さを確保する必要から、すぐ隣に第4会議室というのがあるのですが、それらを改修する必要があります。3行目からの記載になりますが、形状がそういった改修をしても、細長くなるため、議長席から末端の議員席までかなり遠くなるなどの問題があります。また、改修方法、それから経費などの点で委員会室を確保するのが難しいのではないかという、そういったことがあります。

次に、の渋川市の現在の議場であります。面積は括弧内にありますように約285平方メートルであります。メリットといたしましては、記載しておりませんが、1で申しあげました市役所の大会議室の改修の場合と同様なことを挙げるすることができます。デメリットといたしましては、改修が大規模になりまして、在任期間終了後再び同じ改修が必要となります。いずれの改修にしても、かなりの改修期間が必要となります。また、改修費についても、多額の経費を要するといったことを挙げるすることができます。概算経費であります。改修工事費として、当初の工事費が約450万円、もとに戻すための2回目の工事費が約350万円、音響設備が500万円から1,000万円、その他といたしまして、いす等の増設費用が必要になります。合計いたしますと、記載のとおり1,300万から1,800万円となります。

最後のの市民会館の小ホールであります。面積は255平方メートルあります。これについては、後ほど図面で説明いたしますが、本文にありますように現状のまま施設を使用するということから、メリットといたしましては、改修の必要性がなく、やや狭隘ではありますが、委員会室等の確保ができる。そういったことを挙げるすることができます。デメリットといたしましては、これも記載してありませんが、本庁から離れるということで、やや遠くなるという難点があります。会期中のホール、これは一般の市民の方に貸し出しをしておりますから、そうい

った意味では市民への貸し出しが制限される。それから、大ホールの貸し出しと重なるといったことも出てくるわけでありまして、そういった場合には、駐車場等が混雑するということがあります。それから、場所が離れるということで、議員、職員などの搬送が必要になるということがあります。それから、概算経費については、後ほど説明いたしますステージを傍聴席にいたしますことから、ステージの保護材、それからその他机等の備品が約100万円かかります。それから、音響設備については、現議場の場合と同様でありまして、500万円から1,000万円という見込みであります。ただ既存の市民会館には小ホールということで使用しておりますことから、マイクが現在10本であります。ですから、この10本で対応するような、そういったことでこの小ホールを使うということになれば、この音響設備費については全く不用になるわけでありまして。

それでは、54ページをお願いいたします。54ページは、渋川市民会館の概略図であります。ごらんいただいております図の上方がおおむね東、それから下の方が西となりまして、右側に記載してあります縦が17メートル、それから下に記載してあります横が15メートルであります。配置は、図のとおりであります。上方が当局席でありまして、その反対側に議員席を図のように設けることにいたしております。議員席は2人がけといたしまして、当局席及び議員席からの出入りについては、それぞれ表示の部分から行うことにしております。傍聴席は、図の下方になりますが、先ほど申し上げましたこれが現在の小ホールのステージとなっている部分であります。そのまま使うことにしております。先ほどステージの保護材をする必要があると申し上げましたが、この部分に保護材をする必要があるわけでありまして。傍聴者の出入りにつきましては、それぞれ表示の部分から行うこととなります。ただ、これについては流動的な要素もあります。

次ページをごらんいただきたいと思っております。これは、現在の渋川市民会館の1階から3階の平面図であります。まず、冒頭にあります1階平面図をごらんいただきたいと思っておりますが、図の左側上方にあります斜線の部分であります。前ページで説明いたしましたこれが小ホールであります。舞台という表示があります。すぐ右に休憩室とありますが、会期中はこの場所を議会事務局といたしまして、この議会事務局の上方の一部を仕切りまして、傍聴人席となります。舞台への傍聴人の通路にいたすことにしております。次に、2階平面図であります。図の斜線の部分、第1会議室等の表示であります。ここを委員会室にいたすことにしております。最後の3階平面図であります。斜線の第3会議室等の表示の部分となります。これらを議員さんの控室等にすることにしております。

それでは、53ページにお戻りいただきたいと思っております。最後の(3)のまとめであります。ただいま申し上げました3施設につきましてご説明いたしましたように、さまざまな観点から検討を行いました。その結果、下記に改めて記載

してあります冒頭で申し上げました基本的な考え方に改めて当てはめてみますと、(1)の議員数の対応、それから(2)のできるだけ現状のまま、(3)の経費をかけないでという、こういう条件については、渋川市民会館が最も適合しているのではないかとこのように考えられたわけであり、(4)の本庁であるか。あるいは本庁に近いという条件については、本庁内の施設であります大会議室と現議場で適合している。こういうことになるわけでありまして、以上の結果、総合的に判断をいたしまして、先ほど会長の方から説明がありましたとおり、在任特例期間中の議場の施設といたしましては、市民会館小ホールが最も望ましいという結論に至ったわけであり、

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

議長(木暮治一君) ただいま宮下会長からの報告と事務局からの説明がありました。ご質問等ございましたらお願ひいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(木暮治一君) ないようでありますので、この件につきましてはお聞き取りいただいたということにいたします。

それでは続きまして、次第の4の協議事項に入ります。

議案第21号 協議項目12「慣行の取扱いに関する事」の変更について及び
議案第22号 新市の市章選定小委員会の設置については、関連がございますので、一括してご協議をいただきたいと思います。

事務局から説明をお願いいたします。

議案第21号 協議項目12「慣行の取扱いに関する事」の変更について
議案第22号 新市の市章選定小委員会の設置について

事務局長(吉原康之君) 57ページをごらんいただきたいと思います。議案第21号 協議項目12「慣行の取扱いに関する事」の変更について、次のとおり変更するとするものであります。

慣行の取り扱いについては、平成16年9月24日の合併協議会において決定をいたしました最下段になりますけれども、変更前というところにありますように、新市の市章等記載の慣行につきましては、新市において定めると決定をいただいたわけであり、これをその上にあります変更後のところになりますけれども、記載のとおり変更するものであり、具体的には慣行のうち新市の市章のみを合併時まで定めるとするものであります。

59ページをお願いいたします。議案第22号 新市の市章選定小委員会の設置について、次のとおり提出するものであります。新市の市章について、調査審議を行うため、渋川地区市町村合併協議会小委員会規程に基づきまして、新市の市

章選定小委員会を設置するものであります。

(1) は、小委員会の付託事項でありまして、 の市章の選定方法及び の新市市章の選定であります。(2) は、小委員会の構成であります。助役等の 2 号委員、議員たる 3 号委員、学識経験者たる 4 号委員、それから各市町村から 1 人、それぞれ今申し上げました 2 号、3 号、4 号、各委員から各市町村 1 人ということであります。それから、共通の学識経験者たる 5 号委員からは 1 人で、合計いたしますと、19 人になりますが、この 19 人と次のアドバイザー若干人ということ構成することにしております。アドバイザーにつきましては、市章の選定ということから、専門家の視点で審査をお願いするという趣旨で参加していただくことになっております。

61 ページをお願いいたします。議案第 22 号参考資料であります。新浜川市の市章デザイン募集要綱案であります。1 は、趣旨であります。要旨を申し上げますと、記載の 6 市町村により市章を募集し、新浜川市にふさわしい市章を制定するものとしてあります。2 は、募集の方式でありまして、一般公募といたします。3 の募集期間であります。本年の 6 月 1 日から 7 月 15 日といたします。4 は、応募資格には制限を設けないこととします。5 の応募の基準は、記載のとおりであります。主要なものを幾つか見てみますと、(1) では新市建設計画の将来像にふさわしい市章であること、(2) では市旗、バッジなど、あらゆるものに使用可能なデザインであること。それから、少し飛びまして、(7) になります。自作の未発表作品であること。最後の(8)では、他の市町村章、商標などに類似していないものであることなどの基準を設けることになっております。6 の応募の制限であります。応募用紙 1 枚 1 作品といたしまして、1 人何点でも応募可能といたします。

62 ページをお願いいたします。7 の応募方法、8 の応募先については、記載のとおりでありまして、9 になります。賞金であります。最優秀賞 1 点 20 万円とし、優秀賞 4 点程度、各 2 万円といたします。それから、10 の選考であります。これについては後ほど説明することにして、11 の発表、それから 12 のその他については、説明を省略をいたしまして、次の 63 ページをごらんいただきたいと思います。新浜川市章デザイン選考方法案であります。まず、1 にありますように、アドバイザーによる 1 次選考を行います。具体的にはアドバイザーによりまして、応募基準に合致をいたしました作品 10 作品程度、審査講評を付して選定をしていただきます。次に、2 になります。2 次選考といたしまして、小委員会において 1 次選考で選考された 10 作品程度の中から協議によりまして、5 作品程度選考していただきます。これをもとに 3 の正副会長会議におきまして、最終作品 1 点を決定していただくことになっております。その後協議会に報告することになります。

65ページをお願いいたします。ここからは先進地事例ということで、整理した資料であります。詳細な説明については、省略をいたしますが、表の中段からやや下の欄をごらんいただきたいと思いますが、賞金の欄があります。市によってごらんいただいているとおり、かなりの違いが見られるわけであります。その次の欄に選定方法、それから選考委員会等の欄を見ていただきますと、先ほど説明をいたしました要綱案等とおおむね同様の内容となっております。

66ページをお願いいたします。これについても同様の整理でありまして、ただいま申し上げた欄を中心にごらんいただければと思います。これが67ページにも続いておりまして、最後のページ、68ページをお願いいたします。このページの一番右側になりますが、県内のみどり市の例であります。これについても同様にごらんいただきたいと思います。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（木暮治一君） 事務局の説明が終わりました。

議案第21号及び第22号につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） ご質問等もないようでありますので、お諮りをいたします。

議案第21号及び議案第22号につきましては、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） ご異議ございませんので、議案第21号及び議案第22号は原案のとおり決定されました。

以上が本日予定しております議事事項であります。

次に、次第の5、その他に入らせていただきます。

1、次回開催予定について、事務局から説明をお願いいたします。

そ の 他

事務局次長（五十嵐研介君） 資料の69ページをお願いいたします。次回会議予定ということでございます。日時につきましては、平成17年6月29日水曜日午後2時から、会場につきましては本日と同様の本会場の渋川プリオパレスでございます。よろしくお願いいたします。

議長（木暮治一君） 説明が終わりました。

ご質問等ございましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） ないようでありますので、それではそのほかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） 特にないようでありますので、この際ですので委員の皆さんからご意見、ご要望等がございましたらお願いいたします。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） 他にないようでありますので、以上をもちまして本日予定いたしました協議事項はすべて終了いたしました。

これで議長を退任させていただきます。ご協力ありがとうございました。

事務局次長（五十嵐研介君） 以上をもちまして第8回渋川地区市町村合併協議会を閉会いたします。

閉 会 （午後3時20分）

(会議録署名)

渋川地区市町村合併協議会会議運営規程第3条第2項の規定により、ここに署名する。

平成17年4月27日

議長 木暮 治一

署名委員 野村 哲男